○農林水産省告示第三百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年三月十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県甲賀市土山町大河原字元越谷一の一（国有林）、八三の一、字大川筋九一の一・九一の二・三三二・三四一・三五〇・三五一・（以上六筆国有林）、九二の七から九二の九まで、九八の三、九八の四、一〇三の三から一〇三の五まで、一〇五から一〇九まで、一〇五の一、一二三の一、一二四、一二四の一、一二八、一三〇、一三三、一三三の一、一三五、一三六、一三八の一、一四〇、一四二、一四三、一六一、一六九、一七一、一七二、一七二の二、一八二、二〇二、二〇四、二〇四の一、二一〇の一、二一一、二一三、二一六、二一八、二二一九、二二二、二二五、三一八、三一八の一、三二五、三二七の一、三二八の一、三二九の一、三三〇の一、三三一、三三三から三三六まで、三三八の一、三三九の三、三四〇、三四三、三四五から三四九まで、三五二から三五四まで、字白倉谷三九三の三（次の図に示す部分に限る。）、三九三、三九四、四六六の一、四六六の二、四九〇、五〇七、五三六、五三六の一、字清水平谷四三三、四三四、四三六、四三九

二　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

三　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

四　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年三月十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県甲賀市土山町大河原字元越谷八三の二、八四、八四の一、字大川筋九二の四・九八の一・一〇三の一（以上三筆国有林）、八五から九一まで、八七の一から八七の三まで、八九の一、八九の二、九一の三、九一の四、九七から一〇〇まで、九八の二、一〇二から一〇四まで、一〇二の一、一〇二の二、一〇四の一、一〇八の一、一〇九の一、一一〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字元越谷八四の一、字大川筋八五、八六、八七の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年三月十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県甲賀市土山町大河原字大川筋九一の一から九一の三まで、九一の四、九七から一〇〇まで、一〇二から一〇四まで、一〇八の一、一〇九の一、一一〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字元越谷八四の一、字大川筋八五、八六、八七の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年三月十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県甲賀市土山町大河原字大川筋二五六の一・二五七の一・二六一・二六一の一から二六一の四まで・二七六・三三九の一・三三九の二（以上十筆国有林）、二〇八、二〇八の一から二〇八の三まで、二〇八の六から二〇八の一〇まで、二〇九の一、二〇九の三、二一〇、二一二、二一二の一、二一四、二一五の一、二一五の二、二一七、二一七の一、二三〇から二三六まで、二四一から二四六まで、二四四の一、二四五の一から二四五の三まで、二四七の一、二四八の一、二四九の一、二五〇から二五五まで、二五八から二六〇まで、二六三、二七一の一、二七二、二七四、二七七の一、二八二の一、二八四の一、三〇二の一、三一〇、三一一、三一六、三一六の一から三一六の三まで、三一七の一から三一七の三まで、三一九から三二四まで、三三二の一、三五九から三六一まで、三六〇の一、三六一の一、三六一の二

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年三月十五日

農林水産大臣　山本　有二